

Chinese (中国語)

[持有国际驾驶证开车的外籍人士请注意]

[日本において国際運転免許証で運転される外国人の方へ]

据原道路交通安全法规定，凡是持有《联合国道路交通公约》所规定格式国际驾驶证者，自入日本境内起一年为限，准许凭此证驾驶汽车。

道路交通に関する条約に定める様式に合致した国際運転免許証を所持する方は、日本に上陸した日から起算して1年間、当該国際運転免許証で運転できました。

该规定旨在便于短期旅日外籍人士，免除申领日本驾驶执照之烦而制定的例外措施。これは、旅行者や短期滞在者の利便を図るために、日本で車を運転するためには、日本の運転免許を受けなければならないことの例外として、設けられた制度です。

但实际上屡见，被取消驾照的部分日人，或长期居留的外籍人士不申领日本驾驶执照，凭国际驾驶证驾车等不适当现象。

しかし、運転免許を取り消された日本人や日本に長期間滞在している外国人が、日本の運転免許を取得せずに外国の国際運転免許証によって運転を行っている現状があります。

他们一般入境临满一年，暂出日本境外，在海外重新取得国际驾驶证，回日本后继续凭它开车。

更にこれらの方は、日本に上陸後1年近く経過した時点で短期間日本から出国し、国際運転免許証を再取得し、再上陸後に継続して運転を行っています。

因此，为防止弊端，2002年6月1日我国修改道路交通安全法。

そこで、このような現状を改善するため、2002年6月1日に道路交通安全法が改正されました。

新法规定：登记居民之国人或办理外国人登记之外籍人士，出境未滿三月重入日本境内者，重入境日期不为其国际驾驶证准驾期限起算日。

日本で住民登録をしている方や外国人登録を受けている方が日本から出国し、3か月未滿で再び日本に上陸した場合は、その上陸日を運転可能期間の起算日としないことになりました。

就是出到日本国外，未滿3个月重入境的人，即使在海外取得合格的新的国际驾驶证，在日本国内不能凭它开车。若未申领日本驾驶执照开车，算无照驾驶，受到处分。

従って、3か月未滿で上陸した場合は、運転可能な上陸日とみなされず、例え真正な運転免許証であっても日本で運転すると無免許運転になります。